

令和 5 年度 堺市安全まちづくり会議活動方針（案）

【基本目標】

市・警察・事業者・市民・地域団体等との協働により、犯罪を防止し地域の安全を確保する各種運動を展開することにより、市民が安全に安心して暮らせる地域社会を実現させることを基本目標とする。

【目標】

市民が安心して暮らせる「安全なまち堺」の確立

【取組重点】

- 子どもや女性を狙った性犯罪の被害防止
- 特殊詐欺の被害防止
- 自動車を狙った犯罪の被害防止

【活動の基本方針】

- 自主防犯行動の促進とまちぐるみによる防犯対策の推進

関係団体間の連携を強化し、犯罪被害防止に向けた防犯キャンペーン・情報発信等による広報啓発活動に取り組み、市民の自主防犯意識の高揚と自主防犯行動の促進を図る。

地域の犯罪情勢に応じた防犯活動を行うため、地域団体、事業者等と連携し、持続的かつ効果的な活動支援を通じて、子どもの見守りや青色防犯パトロール等の防犯ボランティア活動の活性化を図り防犯対策を推進する。

- 特殊詐欺被害防止に向けた対策の推進

高齢者等への広報啓発活動、事業者と連携した特殊詐欺被害防止協力事業、防犯キャンペーン等を推進し、特殊詐欺の被害防止を図る。

- 犯罪の起きにくい防犯環境整備の推進

市民の身近なところで発生する犯罪を防止するため、防犯カメラ、防犯灯の設置等による犯罪のない安心して暮らせる地域社会の実現をめざし、防犯環境の整備を推進する。

- 少年の非行防止に向けた取組の推進

少年の非行防止・健全育成を推進するため、学校・教育委員会・自治体・地域団体等による社会を挙げた取組により非行防止活動を行い、青少年の健全育成を阻害する有害環境の浄化を図る。